第９回鶴田町農業委員会総会議事録

１．開会の年月日　　令和４年１１月１４日（月）　　午後１時３０分
２．開会の場所　　鶴田町役場　　３０１～３０３委員会室
３．閉会の年月日　　令和４年１１月１４日（月）　　午後１時５４分

４．出席委員（１３人）の番号及び氏名

１番　鈴　木　照　子	~~２番　成　田　春　光~~	３番　髙　橋　洋　美	４番　棟　方　廣　光
５番　田　村　昭　弘	６番　菊　池　俊　輔	７番　辞　職	８番　佐　藤　勝　利
９番　三　浦　大　俊	10番　長　内　　悟	~~11番　秋　庭　礼　子~~	12番　瓜　田　良　一
~~13番　貴　田　徳　正~~	14番　一　戸　辰　美	15番　瀬　戸　弘　之	16番　川　村　博　行
17番　下　山　勝　源			

５．欠席委員（３人）
　２番　成田春光
　１１番　秋庭礼子
　１３番　貴田徳正

６．議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　参与及び書記の任命
　第３　議案第２５号　　農地法第３条第１項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
　　議案第２６号　　農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
　　報告第１８号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
　　報告第１９号　　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

主任主査　佐　藤　春　奈

事務局長 佐藤 一人	事務局次長 下山 敏	総括主幹 貴田 尚人	主事 蒔苗 一輝

８．会議の概要

開会　　午後１時３１分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第８条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議　　長　　只今の出席委員は１３名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これより、第９回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。
議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、１５番瀬戸弘之委員と１番鈴木照子委員を指名いたします。また、参与には川村会長職務代理、佐藤局長、下山次長、書記には貴田総括主幹、蒔苗主事を任命いたします。
会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
本総会の会期は、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

【なしの声あり】

議　　長　　異議なしと認めます。
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
それでは議案の審議に入りますが、議案第２５号から議案第２６号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず最初に議案第２５号に関する農地法処理基準第３の８に基づき、現地調査した委員から報告をお願いいたします。
１４番、一戸辰美委員。

一戸委員　はい、１４番一戸です。それでは、報告をいたします。
去る１１月７日、成田春光委員と事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第３条申請は、所有権移転が４件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第３条第２項７号には該当しない権利取得と認められます。
以上です。

議　　長　それでは、議案第２５号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第２５号農地法第３条第１項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は４件です。№１から№４については、普通売買が２件、贈与が２件です。
農地法第３条第２項各号の判断については、調査書のとおりです。いずれも農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議　　長　事務局から説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第２６号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第２６号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は１件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議　　長　ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
それでは、表決に入ります。議案第２５号から議案第２６号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第１８号について事務局より説明願います。

事 務 局　報告第１８号農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について。
農地法施行規則第６８条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書

を受理したので報告する。
　№.１から№.３については、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。
　以上です。

議　　長　　ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　　ないので、質問を打ち切ります。
　次に報告第１９号について事務局より説明願います。

事 務 局　　報告第１９号農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について。
　農地法施行規則第２１条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
　№.１から№.４については、相続により所有権を取得したものです。
　以上です。

議　　長　　ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　　ないので、質問を打ち切ります。
　暫時休憩いたします。（午後１時３８分）

【暫時休憩】

議　　長　　再開します。（午後１時５４分）

　本日の総会に附された議案の審議はすべて終了しましたので、第９回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。（午後１時５５分）